

隠岐空港周辺における物件等設置の制限



島根県

隠岐支庁県土整備局

隠岐空港管理所

● 制限表面とは

航空機が飛行場に離着陸する際、高度を下げて空港周辺を飛行します。そのため、航空機が安全に飛行するためには飛行場周辺の一定の空間を障害物が無い状態に保つ必要があります。この空間の底面を制限表面といいます。

制限表面については、飛行場の種類等によって内容・範囲が異なりますが、隠岐空港の制限表面は、(1) 進入表面、(2) 転移表面、(3) 水平表面から構成されています。その概要は以下のとおりです。

(1) 進入表面

飛行場に着陸するため最終進入し、又は離陸直後に直線飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。

進入表面は、その投影面が着陸帯の短辺から延長方向に長さ 3,000m、その末端の幅が 750m の長さによって囲まれる平面で、40 分の 1 勾配を有しています。

(2) 転移表面

着陸進入を誤った際、滑走路の側面方向へ飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。

転移表面は、進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 の平面でその末端が水平表面との接線になる部分をいいます。

(3) 水平表面

飛行場周辺を旋回飛行する際に航空機の安全を確保するために設けられている表面です。

空港の標点（東経 133 度 19 分 24 秒 北緯 36 度 10 分 42 秒 標高 80m）の垂直上方 45m の点を含む水平面のうち、この点を中心として半径 3,000m で描いた円周で囲まれた部分をいいます。

● 制限表面の内容

制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することが禁止されています。ただし、水平表面に係る物件のうち、仮設物や避雷設備などについては、空港の設置者（島根県）の承認を受けて設置できる場合があります。

（航空法第 49 条第 1 項）

・制限表面の上に出ない物件であっても制限表面に近接する物件や、地表から 60m 以上の高さの物件については、航空障害灯の設置が義務付けられています。さらに、地表から 60m 以上の高さの物件については、昼間障害標識の設置が義務付けられる場合もあります。

（同法第 51 条第 1 項、第 51 条の 2 第 1 項）

航空法(抜粋)

(物件の制限等)

第49条 第1項

何人も、公共の用に供する飛行場について第40条(第43条第2項において準用する場合を含む)の告示があった後においては、その告示で示された進入表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)植物その他物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。)で飛行場の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

第49条 第2項

飛行場の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至った植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

(航空障害灯)

第51条 第1項

地表又は水面から60メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第51条 第2項

飛行場の設置者は、国土交通省令で定めるところにより当該飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区画内にある物件(前項の規定により航空障害灯を設置すべき物件を除く。)で国土交通省令で定めるものに航空障害灯を設置しなければならない。

(昼間障害標識)

第51条の2 第1項

昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から60メートル以上の高さのもの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

【制限表面に関するお問い合わせ】

隠岐空港周辺に物件等の建設をご計画されている場合、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

また、本資料の制限表面区域については参考程度に留めていただき、境界付近のものはご照会いただきますようご協力お願い致します。

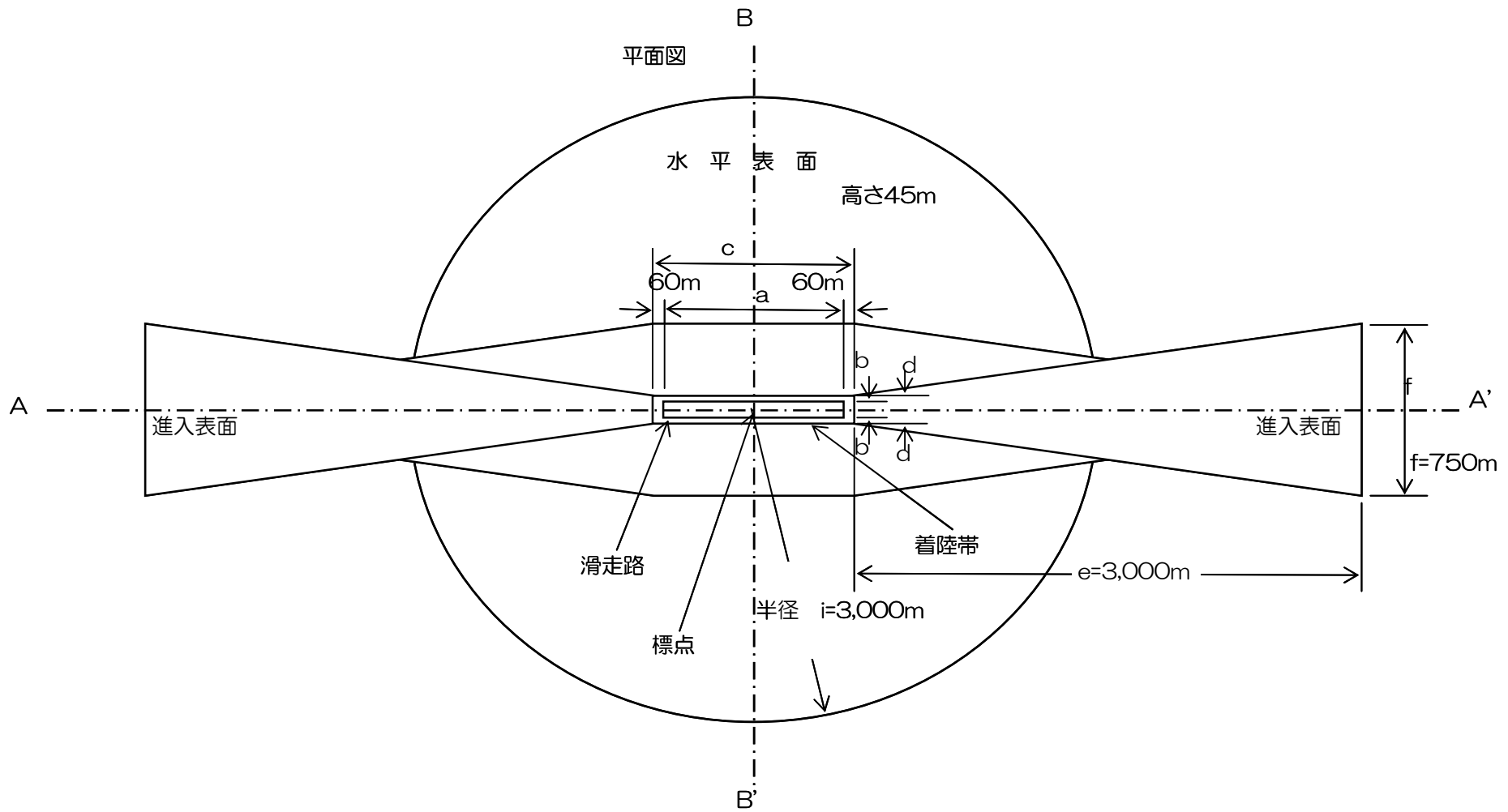
<窓口>

島根県隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所 TEL(08512)2-0703

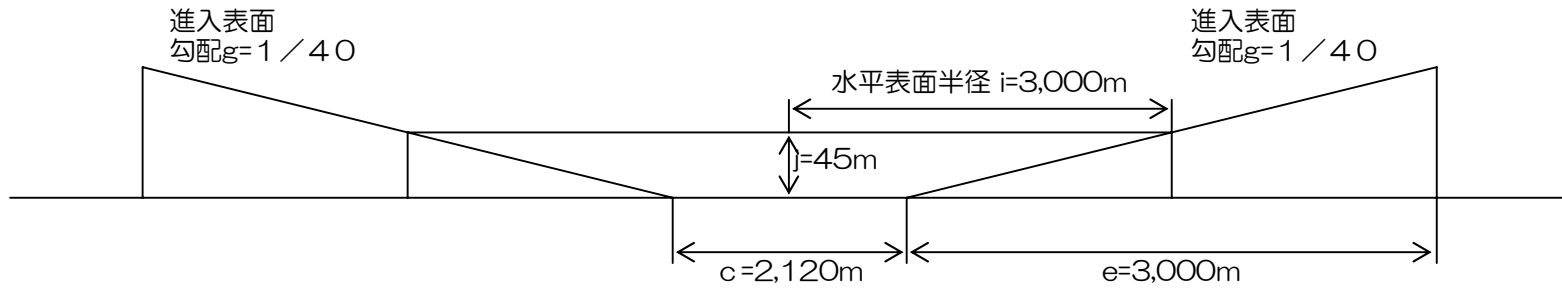
FAX(08512)2-6250

隠岐空港の規格と制限表面

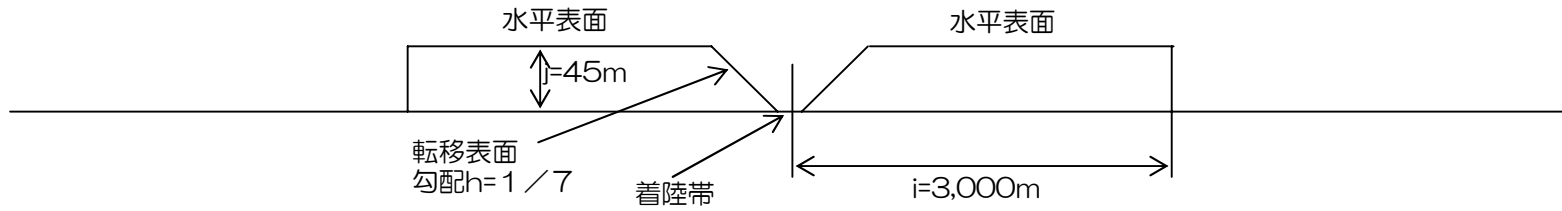
飛行場の種類		陸上飛行場	
飛行場の規格	着陸帯の等級		C級
	滑走路	a 長さ	2,000m
		b 幅	45m
	着陸帯	c 長さ	2,120m
		d 幅 (非精密進入)	150m
	誘導路	長さ×幅	130m×23m
安全表面	進入区域	e 長さ	3,000m
		d 内側底辺の長さ	150m (着陸帯の幅と同じ)
		f 外側底辺の長さ (非精密進入)	750m
	進入表面の勾配	g 非精密進入	40分の1
	転移表面	h 勾配	7分の1
	水平表面	i 半径の長さ	3,000m
		j 標点からの高さ	45m(標点の高さ80m)



断面A-A'



断面B-B'



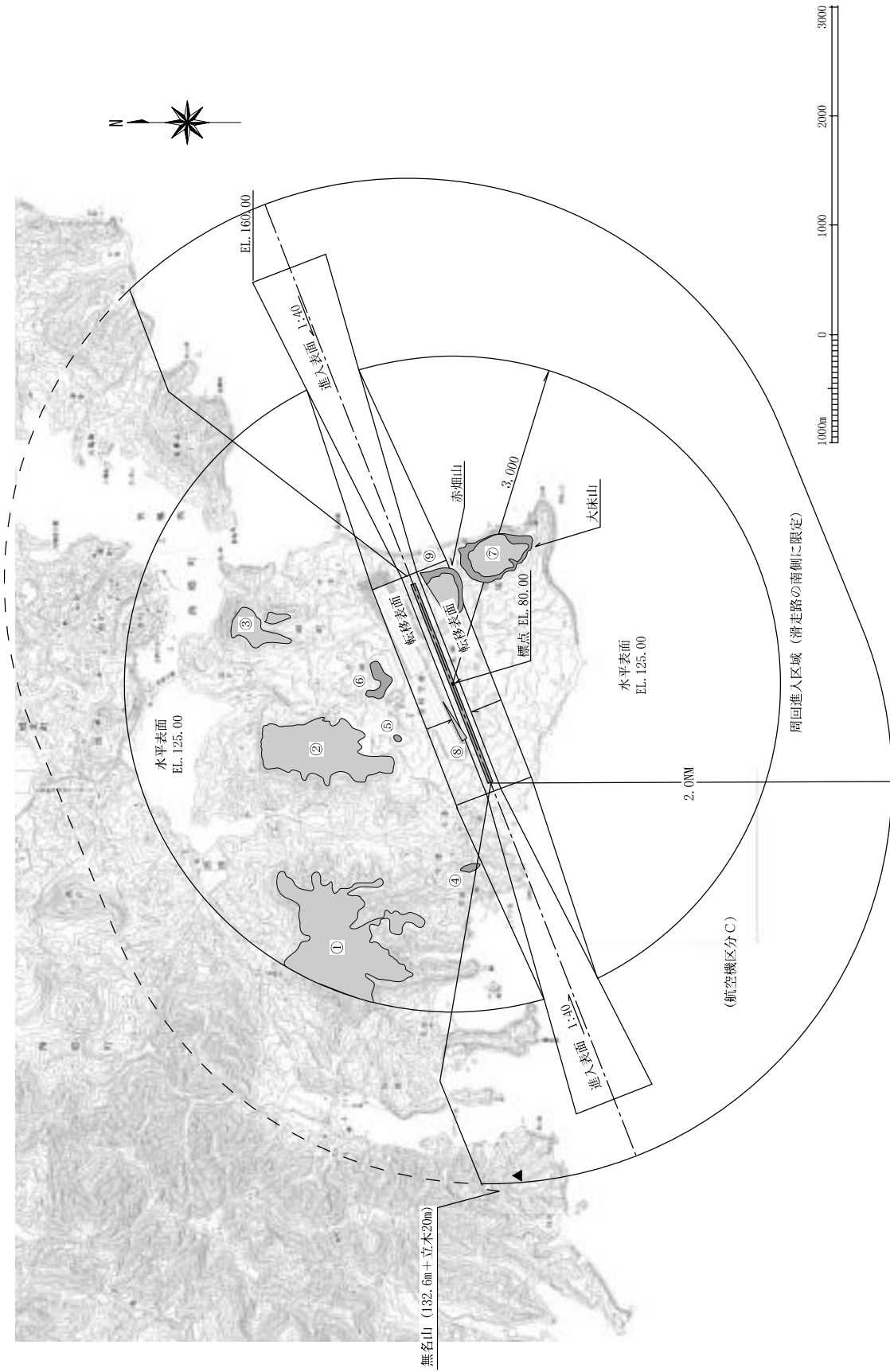


図-1.2.15 障害物件位置図